

報告第 6 号

令和 4 年度瀬戸内市下水道事業会計予算繰越計算書について

令和 4 年度瀬戸内市下水道事業会計予算は、別紙のとおり翌年度に繰越した  
ので地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報  
告する。

令和 5 年 6 月 19 日提出

瀬戸内市長 武久 顕也

令和4年度瀬戸内市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 改良設	下水道整備事業	783,600,000		783,600,000	618,700,000	97,159,000	67,741,000			推進工法区間において想定外の土質が確認され、工法変更の検討に不測の日数を要したため。
1. 資本的支出	1. 改良設	農業集落排水施設整備事業	85,200,000		85,200,000	36,400,000	48,800,000	0			世界的な半導体不足に伴い、当工事にて使用する機器の入手に不測の日数を要したため。
合 計			868,800,000		868,800,000	655,100,000	145,959,000	67,741,000			